

## Ⅲ 欠損金の繰越控除制度等の見直し

### 〔制度の概要〕

#### 1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度

この制度は、法人の各事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（既にその各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。）がある場合には、その欠損金額に相当する金額を、その各事業年度の所得の金額を限度として、損金の額に算入するというものです（旧法57①）。ただし、中小法人等以外の法人は、各事業年度の所得の金額の100分の80に相当する金額が限度となります（旧法57②）。

なお、この制度の適用に当たっては、欠損金額の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出していることが必要です（法57③）。

#### 2 災害による損失金の繰越控除制度

この制度は、法人の各事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（上記1の適用があるもの又は法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用があるものを除きます。）のうち、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について震災、風水害、火災等の災害により生じた損失に係るもので一定の欠損金額があるときは、その一定の欠損金額に相当する金額を、その各事業年度の所得の金額を限度として、損金の額に算入するというものです（旧法58①）。ただし、中小法人等以外の法人は、各事業年度の所得の金額の100分の80に相当する金額が限度となります（旧法58②）。

なお、この制度の適用に当たっては、その一定の欠損金額の生じた事業年度についてその損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出していることが必要です（法58③）。

#### 3 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度

この制度は、更生手続開始の決定などの事実が生じた場合において、その事実が生じた時の債権者から債務の免除を受けるなど一定の場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業年度又はその清算中に終了する事業年度（以下「適用年度」といいます。）前の各事業年度において生じた欠損金額のうち一定の金額は、その適用年度の損金の額に算入するというものです（法59①、③、旧法59②、法令116の3、117の2、118）。

#### 4 欠損金額に係る更正の請求期間

申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより、その申告書に記載した欠損金額が過少であるとき又はその申告書に欠損金額の記載がなかったときには、その申告書の法定申告期限から9年以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができることとされています（旧通則法23①二）。

#### 5 欠損金額に係る更正の期間制限

法人税に係る欠損金額でその事業年度において生じたものを増加させ、若しくは減少させる更正又はその金額があるものとする更正は、その更正に係る法人税の法定申告期限から9年を経過する日まですることができることとされています（旧通則法70②）。

〔改正の内容〕

1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越控除の制限

(1) 欠損金等の控除限度額の見直し

中小法人等(注1)以外の法人の各事業年度(一定の事実が生じた法人等の一定の事業年度を除きます。(2)の表を参照してください。)の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額について、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する繰越控除をする事業年度については、控除前所得の金額(注2)の100分の65相当額(改正前100分の80相当額)とされ、平成29年4月1日以後に開始する繰越控除をする事業年度については、控除前所得の金額(注2)の100分の50相当額とされました(法57①、⑪、58①、⑥、改正法附則27)。

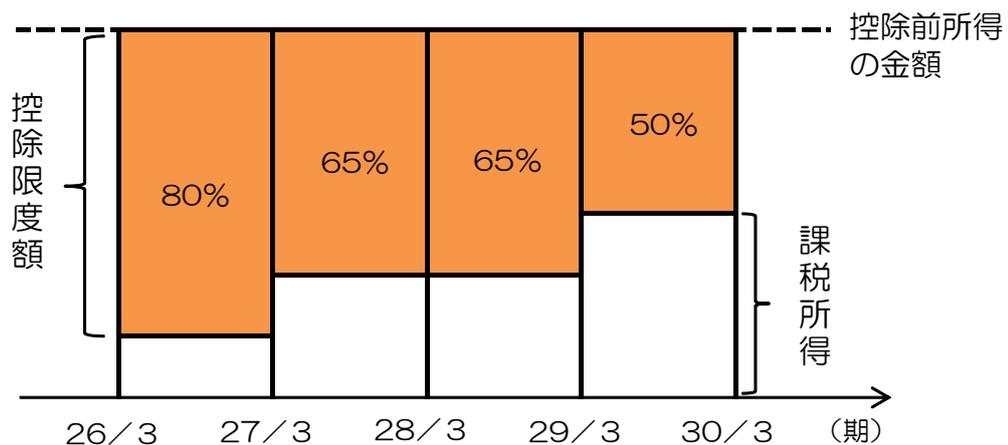
(注1) 中小法人等とは、各事業年度終了の時において次の法人に該当するものをいいます(法57⑪一、58⑥一、法令14の10⑥、188①十六)。

- イ 普通法人(投資法人、特定目的会社及び法第4条の7に規定する受託法人を除きます。)のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの(1ページI(注2)ロ又はハの法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除きます。)
- ロ 公益法人等又は協同組合等
- ハ 人格のない社団等

(注2) 控除前所得の金額とは、欠損金等を控除する前の所得金額として所要の調整を行ったものをいいます(法57①、58①)。

《イメージ図》

(3月決算法人の例)



(2) 欠損金等の控除限度額が控除前所得の金額に相当する金額とされる法人等

上記(1)の改正に伴い、中小法人等や一定の事実が生じた法人等については、次表の中欄に掲げる事業年度(次表の右欄に掲げる事業年度を除きます。)における欠損金等の控除限度額が控除前所得の金額に相当する金額とされました(法57⑪、58⑥、法令112⑭~⑰、116の2⑤~⑦、法規26の3の2、26の5の2)。

対象法人	対象事業年度	対象事業年度から除かれる事業年度
イ 中小法人等	各事業年度	—
ロ 次の事実が生じた法人		
(イ) 更生手続開始の決定があったこと	その更生手続開始の決定の日からその更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日	その更生手続開始の決定があった日以後にその法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたことその他のその

	後7年を経過する日までの期間 (同日前においてその更生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の一定の事実が生じた場合には、その更生手続開始の決定の日からその事実が生じた日までの期間)内の日の属する各事業年度	法人の事業の再生が図られたと認められる事由(注)のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他のその事由が生じた一定の日のうち最も早い日以後に終了する事業年度
(ロ) 再生手続開始の決定があったこと	その再生手続開始の決定の日からその再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後7年を経過する日までの期間 (同日前においてその再生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の一定の事実が生じた場合には、その再生手続開始の決定の日からその事実が生じた日までの期間)内の日の属する各事業年度	その再生手続開始の決定があった日以後にその法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたことその他のその法人の事業の再生が図られたと認められる事由(注)のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他のその事由が生じた一定の日のうち最も早い日以後に終了する事業年度
(ハ) 再生計画認可の決定があったことに準ずる事実など法第59条第2項に規定する一定の事実((ロ)の事実を除きます。)	その事実が生じた日から同日の翌日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度	その事実が生じた日以後にその法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたことその他のその法人の事業の再生が図られたと認められる事由(注)のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他のその事由が生じた一定の日のうち最も早い日以後に終了する事業年度
(ニ) (イ)から(ハ)までの事実に準ずる一定の事実	その事実が生じた日から同日の翌日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度	同上
ハ 新設法人(普通法人に限り、中小法人等又は大法人による完全支配関係がある法人等(1ページI(注2)ロ及びハ参照)に該当するもの及び株式移転完全親法人を除きます。)	設立の日(合併法人である場合にはその合併法人又はその合併に係る被合併法人の設立の日のうち最も早い日等一定の日)から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度	その法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたこと又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されたことの内いずれかが生じた場合には、その上場された日又はその登録された日のうち最も早い日以後に終了する事業年度

(注) 事業の再生が図られたと認められる事由とは、次のイからニまでに掲げる事由(上記ロの(ハ)及び(ニ)の事実が株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が行う再生支援によるものである場合にはイ、ロ及びホの事由)をいいます(法令112⑭)。

イ その法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたこと。

ロ その法人の発行する株式が店頭売買有価証券登録原簿に登録されたこと。

ハ その法人のその事実に係る更生計画等で定められた弁済期間が満了したこと。

ニ その法人のその事実に係る更生債権等の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと。

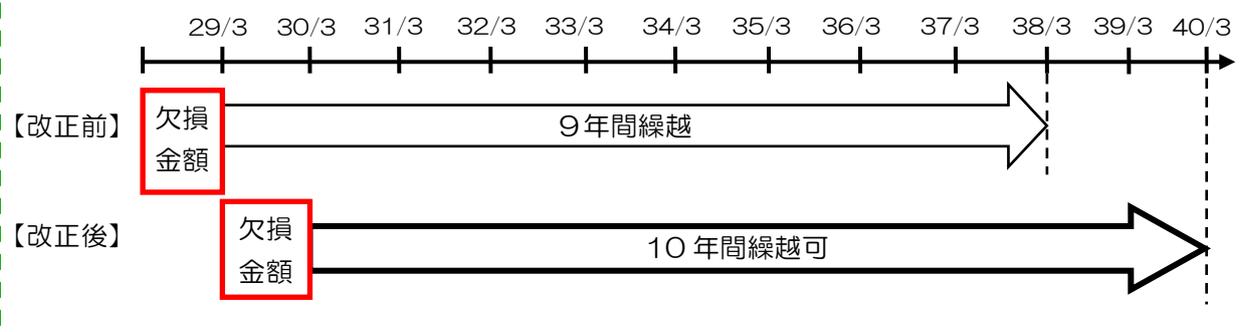
ホ 株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が行うその法人に対するその事実に係る一定の再生支援に係る全ての業務が完了したこと。

## 2 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間の延長

平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について、上記〔制度の概要〕の 1 及び 2 の制度における欠損金等の繰越期間が 9 年から 10 年に延長されました（法 57①、58①）。

《イメージ図》

（3月決算法人の例）



これに伴い、次の措置が講じられています。

### (1) 帳簿書類の保存

〔制度の概要〕の 1 及び 2 の制度による欠損金額が生じた事業年度に係る帳簿書類の保存要件について、保存期間が 9 年から 10 年に延長されました（法 57⑩、58⑤、法規 26 の 3 ①、26 の 5 ①）。

### (2) 欠損金額に係る更正の請求期間の延長

法人税の欠損金額に係る更正の請求期間が 9 年から 10 年に延長されました（通則法 23①）。

### (3) 欠損金額に係る更正の期間制限の延長

法人税の欠損金額に係る更正の期間制限が 9 年から 10 年に延長されました（通則法 70②）。

## 3 その他

上記 1(2)の改正に伴い、会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、所要の整備が行われました（法 57⑤、58③、59②）。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法 81 の 9）。

### 〔適用時期〕

- (1) 〔改正の内容〕の 1 及び 3 は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 21）。
- (2) 〔改正の内容〕の 2 の本文及び(1)は、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用され、同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、従来どおり適用されます（改正法附則 27①、30①、改正法規附則 2 ①③）。
- (3) 〔改正の内容〕の 2(2)及び(3)は、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生ずる純損失等の金額について適用され、同日前に開始した事業年度において生じた純損失等の金額については、従来どおり適用されます（改正法附則 53①③）。